

川崎市病院局規程第 2 号

川崎市病院局企業職員管理職員特別勤務手当支給規程の一部を改正する規程
を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員管理職員特別勤務手当支給規程の一部を改正する
規程

川崎市病院局企業職員管理職員特別勤務手当支給規程（平成 17 年川崎市病院局規程第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項を次のように改める。

3 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合は、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

第 6 条を第 7 条とし、第 3 条から第 5 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

第 3 条 次に掲げる場合には、前条第 1 項第 2 号の規定による手当を支給しない。この場合において、職員がした前条第 1 項第 2 号の勤務は、前条第 1 項第 1 号の勤務とみなす。

（１）前条第 1 項第 1 号の勤務をした後、引き続いて前条第 1 項第 2 号の勤務をした場合

（２）前条第 1 項第 2 号の勤務をした後、引き続いて前条第 1 項第 1 号の勤務をした場合

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。